

## はじめまして

「きりばたけ」の名前の由来は、司法書士のバッジでもある「桐」の畑、すなわち司法書士の集まりを意味し、そして開墾を意味する「切り畑」から取りました。そしてきりばたけ通信をナビゲートする「きりちゃん」は、桐の葉とハートをモチーフにした、きりばたけ通信のマスコットです。

発行は隔月を予定しており、旬の話題や、業務の紹介、Q & Aなどを通じて、皆さまに様々な情報をお伝えしていきます。



## お金が借りられなくて困る？ 平成22年6月18日改正貸金業法はじまる！

新聞やニュースなどで、貸金業法が改正される報道がなされ、「借りられなくなって困る人が出てくる」と、改正を問題視する意見もあります。しかし、本当にそうなのでしょうか？改正のポイントを検討していきましょう。

### 年収の3分の1を超える借入は、原則出来ない

例えば、年収400万円の人が、3社から150万円を借入している場合、借入額が年収の3分の1である133万円を超えているので、改正後はもう新たな借入ができません。この場合、手取り年収約270万円を月に均すと、毎月約22万5千円の収入になります。150万円の負債は1社ずつの金利18%、5年返済とすると毎月総額約38,500円位の支払いになります。すると150万円の負債があっても毎月19万円近く生活費があるのだから、まだ支払の余裕があると思ってしまうかもしれません。しかし問題は、「追加借入が出来なくて困る」ということは、「毎月の生活費が19万円近くあるのに、それ以上の支出が発生している」ということです。冠婚葬祭や事故、病気など、生活には突発的な支出が付きものです。日常では「収入>支出」をキープしなければ、必ず負債が発生してしまいます。これまでは、こうした規制がなく、ゆるい審査で貸付が行われていたので、つい、「いくら支払えるか」で判断しがちでしたが、「いくら使っているのか」から判断する必要があります。

今回の改正は、その点を見直すチャンスであるといえます。

専業主婦(夫)は夫(妻)の同意がなければ借入が出来ない

家計をまかされていた主婦が、夫に内緒で借金をして生活費にあてることがあります。内緒にしていた借金のことが知られてしまえば、夫は怒るかもしれません。しかし、今回の改正は、「夫に内緒で借金が膨らむこと」が防げます。また、「払えなくなった」ではなく、「法律が変わった」と、今回の改正をきっかけに、夫に話すことが出来ます。家計は家族で考えるもので、ひとりで問題を抱えてしまっただけでは、根本的な解決が難しくなります。借入そのものよりも「内緒にしていた」ことの方が夫婦の間には深刻なことではないでしょうか。

### 生活再建のために

司法書士・弁護士事務所に相談に行く、夫に内緒の借金を打ち明ける。こうしたことが当事者にとっては人生で非常に暗く困難なことのよう捉えられてしまうかもしれません。しかし、そうした思い込みが、事態を深刻化してしまいます。大変なことになってしまう前に、健康診断のように気楽に借入状況を相談出来る、そんな体制作りを様々な機関の方たちと連携して作っていきたく、わたしたちは思っています。

もう一言!



## 改正貸金業法でヤミ金が増える?!

改正貸金業法の施行で、正規の貸金業者からの借入がしづらくなることをビジネスチャンスと捉えているヤミ金もいるようですが、わたしたちはこのようなことがあってはならない、と考えています。厳しい取り立てをせず、巧妙に貸付金を回収する業者(ソフトヤミ金)や、クレジットカードで買い物をさせて換金させる業者、また金貨などの換金性の高いものを渡して換金させ、売買価格として高額な金銭を請求する金貨金融など、タイプは様々ですが、これらヤミ金の金利はとてつもない高利であり、犯罪です。

ヤミ金に返済したお金は、次の被害者を生む犯罪の元手となるだけです。

札幌司法書士会では、被害にあわれた方がヤミ金と決別し、正しい生活再建をするためのお手伝いをしております。法律相談センターにぜひご相談ください。

無謀な借入に頼るのではなく、家計を見直し、適切な対処法(債務整理手続きや、低利の公的融資、生活保護など公的な制度の利用)を検討しましょう。

教えてきりちゃん!

質問コーナー



司法書士の報酬が高いとテレビで報道されていました。適正な価格は?

司法書士の報酬に統一の基準はなく、各事務所で定められているので、適正な価格というものをお示しすることはできません。しかし、報酬に関しては、どのような仕事をした場合にいくらになるのか、または、どのような割合で計算するのかをあらかじめ説明する義務があります。報酬の説明に納得ができない場合は、すぐに契約をするのではなく、他の事務所の価格を聞くなどして、比較をして検討すると良いでしょう。

報酬の説明に納得できない場合は契約をしないでください。トラブルの原因になります。

なお、経済的に報酬を支払うことが難しい場合、一定の要件のもとで立て替え払いをしてもらえる、国の支援もありますので、積極的に説明を聞くようにしてみてください。(法テラス)

その話、大丈夫ですか?

~ 会社設立にまつわるトラブル



資本金不要!などをうたい文句に、30~40万円で資本金1000万円の会社が設立できるなどという広告を出している業者があります。

しかし、通常資本金100万円の新会社を設立するには、最低でも20万円ほどの手数料のほかに、100万円相当の資産を出資する必要があり、30~40万円の資金では資本金100万円の新会社は設立できません。

では、資本金不要とうたっている業者はどのような手段で会社を設立するのかというと、例えば資本金1億円の会社(業者が買取った、登記は残っているが営業はしていない会社(いわゆる休眠会社)を利用)を資本金900万円と100万円の会社2社に分割し、そのうち100万円の方が依頼した人の会社になる、といった方法をとることが多いようです。この方法だと確かに資本金を準備しなくても資本金100万円の会社が作れるのですが、分割する元の会社に借金があった場合や行政処分を受けていた場合、覚えのない借金の督促を受けたり、予定していた事業ができなかったりといったトラブルが発生する可能性があります。

また、資本金が100万円であれば、本来それに見合った資産を分割前の会社から引き継がなければならないのですが、30~40万円で分割前の会社から100万円相当の資産の引継ぎを受けることは通常考えられず、そうすると税務上の問題も発生しかねません。

これらの問題をすべて理解した上であればともかく、そうでない場合は安易な利用には注意が必要です。実際数十万円で新規の会社が設立できるものだと思い依頼したところ、できた会社の登記簿を見してみると実は分割会社だったといったトラブルが報告されています。ご注意ください。

札幌司法書士会法律相談の

おしらせ



札幌司法書士会では、札幌、小樽、岩見沢、滝川、苫小牧、浦河、夕張の各地区に法律相談センターを設置し、予約制による無料法律相談を行っております。

無料相談予約は 011-272-9035  
予約受付時間 月~金 9時~17時

講師派遣等の御相談も承りますので、詳細は 011-281-3505(札幌司法書士会事務局)までお問い合わせ下さい。

編集後記

きりばたけ通信創刊号、いかがでしたか? 次号以降も、皆様のニーズに適った題材を、わかりやすい内容でお届けしますので、どうぞ末永くお付き合いをお願い致します。ちなみに、今回のメインピックになっている改正貸金業法についての余談ですが、あるカード会社では、専業主婦の契約者に「夫婦仲が良好であることの証明」を求めているとか...どうやって証明するのか疑問ですが、貸金業者側にも混乱があるのかも知れません。